

## V 消費者教育関連資料の取得方法

### 1 消費者教育関連資料の種類と取得のポイント

#### (1) インターネットの活用

アンケート調査の回答の中で、消費者教育を進める上での重要な課題として意見の多かった「消費者教育のための最新の資料・教材・情報」の取得方法です。

現在、消費社会の仕組みそのものが、急激に変化を続けています。消費者がその変化に追いつくために必要な知識を得るには最新の教材や情報・資料等が必要です。しかし、これらを自治体ごとに作成し、その自治体の住民向けに提供する従来型の方式では経済面や情報量、情報鮮度等に限界があります。

そこで、登場するのがインターネットです。インターネットが一般的に普及しはじめて20数年が経ちます。その間インターネットを使用する機器も、デスクトップパソコン、ノートパソコン、ゲーム機、携帯電話、タブレット、スマートフォンなどと多様になり、インターネットを処理する情報量や通信速度などの機能面や、使用環境も格段と進化してきました。

インターネット上に掲載されるホームページの機能も、情報の質や量、ページ構成など、確実に閲覧しやすいようになってきています。

こうしたことを背景に、国の各省庁や各県市町村では、様々な情報をホームページに掲載し、インターネットによる情報提供を充実させてきました。

また、各種団体をはじめ民間企業でも、社会的貢献を含めた情報提供や学習のための支援を行っています。

この章では、こうした様々な情報の中から、動画、パワーポイント、テキスト、ゲーム、パンフレット、統計資料などを取得したり閲覧したりできる、各種ホームページを紹介しています。

#### (2) インターネットによる情報の取得方法

この手引きで紹介するウェブサイトに向き着くための方法です。一般的に利用されている方法と同じで、「Google」や「Yahoo!」などの検索ツールに、探したい文字を入力します。

絞り込み検索を行う場合は、最初に入力した文字の次にスペースを取り、続けて必要な文字を入力します。

この手引きでは、検索の入力文字について、次のように表記しています。

【例示（+はスペースです）】

最初の文字 + 絞り込み文字 + もっと絞り込み文字

### (3) インターネット利用上の注意事項

現代社会には、様々な情報があふれています。そのような情報の中から、自分が必要とする最新の情報を得ることができるのが「インターネット」です。

インターネットの正しい知識や利用方法、危険を回避する手段等を知っていれば、世界中の様々な情報を瞬時に手に入れることができます。

しかし、何も知らずに利用していれば、財産や生命にまで影響を及ぼす可能性も生まれ、非常に危険なものとなってしまいます。

まずは、インターネットを安全・快適に利用するための基礎知識を学びましょう。インターネットは、宝の山です。正しい利用方法を今一度確認して、「インターネットで情報を探し当て、役立てる醍醐味」を経験していただきたいと思います。

総務省では、「安全にインターネットを使用するために国民のための情報セキュリティサイト」を開設しています。

[総務省](#) + [国民のための情報セキュリティサイト](#)

インターネットの基礎知識や、一般利用者の対策、企業・組織の対策などに項目が整理され、正しい知識を学習できます。ここには、インターネットに関する内容や説明が理解しやすいように「用語辞典」も掲載されています。また子どもにも分かりやすい内容で構成された「キッズサイト」も併設しています。インターネットを利用される皆さんは、ぜひ一度このサイトを訪問することをお勧めします。

#### 【著作権の侵害にご注意下さい】

インターネットの情報は閲覧されるために掲載されていますから、そのまま加工せずに関覧・利用すれば基本的に問題はありません。

しかしながら、部分的に加工したり、一部を取り出したりして、新たに情報発信をする場合は著作権の侵害に当たる恐れがあり特に注意しなければなりません。

写真、イラスト、音楽など、インターネットのホームページなどに掲載されているほとんどのものは誰かが著作権を有しています。これらを、権利者の許諾を得ないで複製することや、インターネット上に掲載して誰でもアクセスできる状態にすることなどは、著作権侵害にあたります。また、新聞や雑誌などの記事にも著作権があり、引用の範囲を越えて掲載すると著作権侵害にあたります。

情報を発信する際に、市販の素材集（絵や写真など）やインターネットに素材を提供しているホームページなどでは、これらを利用する場合に権利者による許諾の必要がない旨を記載されていることがあります。しかし、そのような素材であっても、商業利用については制限がかけられていることがあるため、必ず規約をよく読んでから利用するようにしましょう。

※総務省「安全にインターネットを使用するために国民のための情報セキュリティサイト」を参考に作成

また、総務省は、我が国の情報通信の現況及び情報通信政策の動向について国民の理解を得ることを目的として、「情報通信に関する現状報告」(情報通信白書)を毎年作成・公表しています。急激に進化・変化を続ける情報通信分野の動向を知る上でお役立て下さい。

総務省 + 情報通信白書 (情報通信白書のみでも可)

総務省 + 情報通信白書 + キッズ

さらに、「情報通信白書 for Kids」は、総務省の小・中学生向けホームページです。「インターネットの世界」、「モバイル通信の世界」、「メディアミュージアム」、「学ぼう！情報通信」の категорияに分かれそれぞれ分かりやすい説明や、クイズ、ゲームなどで学べる仕組みとなっています。

また、タイトルページ下部の「目的別ナビ」をクリックすると、「小学生」、「中高生」、「先生／保護者」ごとに使用できる教材やゲームに進むことができます。ぜひ一度閲覧してください。

#### (4) DVD・動画等の視聴覚教材

アンケート調査の中で、もっとも効果的な教材に上げられたのが「DVD等の視聴覚教材です」。一番手軽な、動画の取得方法は、「YouTube」の活用です。

「YouTube」を閲覧するには、「Google」や「Yahoo!」などの検索ツールで、「YouTube」のホームページを表示します。表示された画面上部の動画検索バナーにまず「消費者教育」と入力スペースをとり、続けて必要な文字を入力します。

YouTube Japan 公式チャンネル - YouTube の検索 → 消費者教育 + 絞込み文字

例えば「消費者教育 インターネット」などと文字入力し、検索をクリックすると、関連した動画のキャプチャー画面とタイトル、発行者、内容などが表示されます。

「消費者教育」に続いて、入力する文字を「デジタルコンテンツ」、「スマートフォン」、「悪質商法」、「ネットトラブル」、「特殊詐欺」、「架空請求」、「食の安全」、「食品ロス」、「消費者トラブル」、「クーリングオフ」、「契約」、「小学生」など自分が必要とする情報の文字を追加して入力することで、そのジャンルに関連した動画のアップが表示されます。

閲覧上最も注意が必要なことは、その動画が信頼できるものかどうかの確認です。その目安として、まず、情報提供者ですが、国や自治体、報道機関、公益団体などであれば問題はないと思われます。また、閲覧回数の多いものは人気があると解釈できます。タイトルや説明が日本語でないものもありますので、問題がないと確信できないものは閲覧しない方が良くも知れません。

さらに、製作時点以降に法改正があった場合など、動画の内容に不都合はないかなどの確認が必要です。

## 2 消費者教育ポータルサイト（消費者庁）

### （1）消費者教育ポータルサイトとは

消費者庁 + 消費者教育ポータルサイト（消費者教育ポータルサイトのみでも可）

「消費者教育ポータルサイト」は、消費者教育に関する様々な情報を提供する消費者庁のウェブサイトです。消費者教育の基幹サイトになります。表示画面は次ページのとおりです。

学校や社会の様々な場面で消費者教育を実施したいと考えている方や自分で学習されている方が、教材、講座、取り組みの情報を検索したり、掲載したりすることができます。

「消費者教育の体系イメージマップ」の分類に併せて情報の整理を進め活用を促進するとともに、教材等が十分でない領域を明らかにし、国や地方公共団体等が真に必要な教材等を作成、充実させていくことが期待されています。

教材の種類は、「動画」、「パワーポイント」、「教本」、「ゲーム」、「取組事例」など様々で、ダウンロードしての利用が可能ですが、「利用の許諾」や「一部利用制限」、「有料」のものもあり、利用にあたっては作成者へ問い合わせをするなど注意が必要です。

なお、このイメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

### （2）必要な情報の検索方法

#### ① 【「消費者教育の体系イメージマップ」をクリックして検索】

次ページの「消費者教育の体系イメージマップ」のます目で、横軸のライフステージ（幼児期～成人期）と縦軸のジャンル（重点領域）との組み合わせから、必要とする教材、講座、取り組みを検索します。該当か所をクリックすると、「教材名」や「教材のURL（リンク）」、「概要」、「媒体の種類」、「有料／無料」、「製作者等」が掲載されたページが表示されます。

もっと内容を確認するためには、「教材のURL（リンク）」をクリックすると、その教材のホームページが表示されます。

#### ② 【「フリーワード検索」の機能で文字を入力して検索】

次ページの左上部の「検索」の枠の中の「フリーワード検索」をクリックすると、入力画面が表示されます。また、次ページには表示されていませんが、このページに続いて「フリーワード検索の入力画面」が表示されます。入力された言葉が、登録された情報の次の項目に含まれている場合、検索結果一覧に表示されます。

- 教材 ⇒ 「教材名」、「概要」、「キーワード」、「作成者名称」
- 講座 ⇒ 「実施団体」
- 取組 ⇒ 「実施団体」、「実践事例等」

# 消費者教育ポータルサイトとは

「消費者教育ポータルサイト」は、消費者教育に関する様々な情報を提供するサイトです。

学校や社会の様々な場面で消費者教育を実施したいと考えている方や自学されている方が、教材、講座、取組の情報を検索したり、掲載したりすることができます。

### 検索 消費者教育に関する教材、講座、取組を検索したい方はこちらから

- ▼ 消費者教育の体系イメージマップ検索  
ライフステージ（幼児期～高齢者）とジャンル（重点領域）の組み合わせから、相応しい教材、講座、取組を検索します
- ▼ フリーワード検索
- ▼ 条件絞り込みで探す
- ▼ 「消費者教育の担い手向けナビゲーション」からの情報検索  
自分の立場（あなたは？）、相手の立場（誰に？）、使う場所（どこで？）といった質問に答えていくことで、教材、講座、取組を検索します
- ▼ 消費生活センターの規模別・機能別情報検索

### 掲載 消費者教育に関する教材、講座、取組を掲載したい方はこちらから

- ▼ 「教材」の登録フォーム  
「教材情報の入力にあたってのご注意」「記入の手引き」を御確認の上、登録を行ってください
- ▼ 「講座」の登録フォーム  
「講座情報の入力にあたってのご注意」を御確認の上、登録を行ってください
- ▼ 「取組」の登録フォーム  
「取組情報の入力にあたってのご注意」を御確認の上、登録を行ってください

<お知らせ>  
「講座」「取組」については掲載期限が設定できます。実施期間が決まっている講座やイベント等の告知等にも御利用ください。

## 消費者教育の体系イメージマップ検索

ライフステージ（幼児期～高齢者）とジャンル（重点領域）の組み合わせから、相応しい教材、講座、取組を検索します。

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
					特に若者	成人一般	特に高齢者
<b>各期の特徴</b>	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に興味をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
<b>重点領域</b>							
<b>消費者市民社会の構築</b>	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買ひ物に関心を持つ	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考慮しよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考慮しよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考慮する習慣を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかわりに気づき、物の使い方を工夫しよう	持続可能な社会を目指す、ライフスタイルを考慮しよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知らう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう
<b>商品等の安全</b>	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらし方を理解しよう	安全で危険の少ないくらし方を理解しよう	安全で危険の少ないくらし方を理解しよう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
<b>生活の管理と契約</b>	選択し契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	商品を選択し契約するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
<b>情報とメディア</b>	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用方法を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知らう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知らう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関係を理解しよう	消費生活情報を主体的に評価する習慣を付けよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

### 3 消費者庁の役立つ情報

消費者庁は、消費者の安全安心に関わる問題を幅広く所管し、情報の一元的収集・分析・発信、企画立案、法執行などの機能を有しており、消費者被害防止や救済など消費者行政全般に関わるチェック機能を果たしています。

#### (1) 消費者白書

[消費者庁](#) + [消費者白書](#)

消費者白書は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第10条の2の規定に基づき、政府が講じた消費者政策の実施の状況について報告するとともに、消費者安全法（平成21年法律第50号）第12条各項の規定に基づき各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について、同法第13条第4項の規定に基づき集約及び分析を行い取りまとめた結果を報告するものです。

消費者教育の基本資料としてご活用下さい。

#### (2) 特定商取引法ガイド

[消費者庁](#) + [特定商取引法ガイド](#)

特定商取引法は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。

具体的には、訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールなどを定めています。

このサイトでは、対象となる類型ごとに条文や概要が説明してあります。

また、パンフレットや注意喚起のチラシも取得できます。

#### (3) 食品のムダをなくそうプロジェクト

[消費者庁](#) + [食品ロス](#)

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

農林水産省及び環境省の「平成26年度推計」では、日本で、年間2,775万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は621万トンにも上ります。大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。

このサイトでは、食品ロスを減らす取り組みや、パンフレット、動画等が掲載されています。

#### (4) 知っておきたい食品の表示

[消費者庁](#) + [知っておきたい食品の表示](#)

平成29年9月1日から、新しくなった食品表示のパンフレットが取得できます。

### 4 独立行政法人国民生活センターの役立つ情報

独立行政法人国民生活センターは、「消費者基本法」に基づき、国や全国の消費生活センター等と連携して、消費者問題における中核的機関としての役割を果たしています。このために、消費生活に関する情報を全国の消費生活センター等から収集し、消費者被害の未然防止・拡大防止に役立っています。

#### (1) 発表情報

[国民生活センター](#) + [発表情報](#)

国民生活センターが報道発表や公表した、平成7年度から最新の消費者トラブルに関する注意情報や消費生活相談の分析調査、商品テスト結果などを掲載しています。詳細な内容は、それぞれのページの下部からPDF形式で取得できます。

#### (2) 相談事例と解決結果

[国民生活センター](#) + [相談事例と解決結果](#)

国民生活センターや全国の消費生活センター等が、消費者から受け付けた相談事例を平成14年度分から紹介しています。掲載してある相談事例は一つの参考事例です。

同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況が異なるため、解決内容も違ってきます。

#### (3) 見守り新鮮情報

[国民生活センター](#) + [見守り新鮮情報](#)

消費者被害から、高齢者・障がい者、子どもを守る最新情報として、「今、どんな手口で勧誘が行われているのか」、「どんな製品事故が発生したのか」などをお知らせしています。

イラストが入ったリーフレット版も取得できます。また、メールマガジン登録をすれば、電子メールで配信されます。

## 5 関係省庁、団体等の役立つ情報

### (1) 公益社団法人消費者教育支援センター（NICE）

公益社団法人消費者教育支援センターは、平成2年より、消費者教育の専門機関として教育研修プログラムや教材の制作・普及活動を推進しています。

1年に1回、企業・業界団体、行政及び消費者団体・NPO等が作成した学校向けの教材を対象に、教材資料表彰を実施し、学校で活用できる教材の作成・普及を支援しています。

[消費者教育支援センター](#) + [表彰教材](#)

表彰教材は、有料のものもありますが、大半が無料で活用できます。

過去の年度の表彰教材のリストもあり、「受賞教材はこちら>>」や「これまでの受賞教材はこちら>>」をクリックすると、受賞教材の一覧表が表示されます。平成26年度分、平成27年度分は、一覧表から該当ページへリンクしています。

また、平成25年度より以前の分は、一覧表がPDFで表示されますので、表中の教材名や自治体名・団体名・企業名等を頼りに、検索ツールで絞り込み検索をすると、サイトが現存していれば辿り着くことができます。

この宝探しも、インターネット活用の便利さの醍醐味ともいえますので、いろいろとチャレンジして発掘して下さい。

教材の種類も「印刷資料」、「視聴覚資料」、「実験・実習キット」、「Webサイト」など多様です。そして、テキストとともに指導者向けの解説書が掲示されているものも多いようです。

また、講座開設や講師派遣等を行っている企業や団体もありますので、いろいろなサイトを訪ねてみることをお勧めします。

### (2) 政府インターネットテレビ（内閣府）

[政府インターネットテレビ](#)

このサイトでは、内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室が共同で運営し、政府の動きや政府の重要施策を動画で紹介しています。

動画の検索は、トップページの左側の、「動画カテゴリー一覧」の中から項目をクリックして選択します。このサイトにも、次のような消費者教育に関する動画が数多く掲載されています。

- ・「健康・食・医療」 ⇒ 「食品ロス」、「食品表示」など。
- ・「暮らしの安全・安心」 ⇒ 「生活・消費安全」（詐欺防止、消費者トラブル、個人情報保護など）、「製品安全」（事故防止）、「交通安全」、「防犯」、「インターネット」など。
- ・「子ども・教育・文化」 ⇒ 「SNS、自撮り被害」など。
- ・「環境・エコ」 ⇒ 「自然」、「環境保全」「エコ」など。



### (3) 知るぽると（金融広報中央委員会）

[知るぽると](#) + [教育関係の方へ](#)

「知るぽると」は、金融広報中央委員会が、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、中立・公正な立場から運営する暮らしに役立つ身近なお金の智恵や知識の情報サイトです。

一般向けや指導者向けのページがあり、子どもから高齢者まで、対象毎に活用できる教材や指導書、動画、学習の進め方や実践事例、役立つデータや用語解説など満載です。

### (4) 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE・ナイト）

[NITE](#) + [製品事故防止啓発活動](#)

ナイトは、昭和3年1月に設立された輸出絹織物検査所がはじまりです。その後、幾度かの合併・改組を経て、平成13年4月に独立行政法人製品評価技術基盤機構となり現在に至っています。

このサイトでは、NITEに報告された事故情報に基づき、事故の未然防止を図るための様々な啓発資料が掲載されています。例えば、注意喚起のための「ポスター」、「動画」、「リーフレット」、「チラシ」、「ハンドブック」など豊富な資料が活用できます。

また、事業者、業界団体等が発信している、「注意喚起リンク集」にも情報満載です。

### (5) e-ネットキャラバン

[e-ネットキャラバン](#)

総務省では、文部科学省及び通信事業者等と連携し、保護者や学校の教職員、児童生徒を対象とするインターネットの安心・安全な利用に向けた啓発活動（全国規模で行う出前講座）を実施しています。講師の派遣に伴う謝金や交通費は原則的に不要となっています。

このサイトには、講座内容や申込方法のほか、教材や参考資料のリンクも掲載されています。

### (6) ECO学習ライブラリー

[環境省](#) + [ECO学習ライブラリー](#)

環境や環境教育に関する情報サイトです。「キッズ・ユースページ」もあり、楽しく、分かりやすい内容となっています。情報も満載です。